

唐津市と国立大学法人佐賀大学との化粧品科学に関する連携協定書

唐津市（以下「市」という。）及び国立大学法人佐賀大学（以下「大学」という。）は、化粧品関連産業の振興並びに化粧品科学に関する教育の充実・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市のコスメティック構想並びに大学の化粧品科学分野の教育研究の両者を推進し、地域の産業振興並びに人材育成を図るとともに、地域の持続可能な発展を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市及び大学は、以下の事項について連携及び協力を行う。

- （1）化粧品科学における研究開発を通じた地域産業の振興並びに活性化
- （2）市及び大学の共同研究の推進による革新的な製品及び技術の開発
- （3）地産素材を活用した化粧品の開発及び普及を通じた地域資源の価値向上
- （4）化粧品科学に関する専門的な知識と技術を持つ人材の育成
- （5）スタートアップ支援など、地域経済の多様化と成長の促進
- （6）その他前条の目的達成のために連携・協力が必要と認められる事項

（報告会の開催）

第3条 市及び大学は、本協定が効果あるものとなるよう、前条に規定する事項に関し、定期的に報告会を開催するものとする。

（情報保護）

第4条 市及び大学は、この協定に基づく連携・協力に当たって知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。

（権利の帰属）

第5条 この協定に基づく連携協力の成果について、知的所有権に係る権利の帰属等の問題が生じた場合は、市及び大学は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、市及び大学の代表者が協定書に署名した日から効力を生じる。有効期間を5年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、いずれからも改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

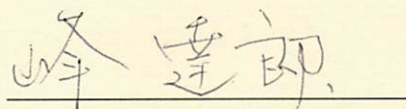
第7条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、市及び大学が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者が協議の上、その解決を図るものとする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、両者署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和7年3月31日

佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市長



佐賀県佐賀市本庄町1番地
国立大学法人佐賀大学長

